平成２６年（フ）第４０９３号
神奈川県横浜市緑区寺山町141―１―Ａ―102
債務者　坂田　光浩
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０９４号
大阪府大阪市住吉区我孫子東３丁目７―９―303
債務者　坂田　明美
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０９５号
埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎1230―10
債務者　勇金　　望
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０９６号
東京都江戸川区平井１丁目13―４―105
債務者　栗原　健太
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０９９号
神奈川県川崎市川崎区小田１丁目９―17―203
債務者　阿野　純一
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１００号
東京都足立区西新井本町４丁目29―７―203
債務者　沼田　健一
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１０４号
東京都稲城市大丸61―４　サンコーポ２―１
債務者　宮森　雅司
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１０５号
東京都江東区潮見１丁目29―23　さざなみ苑
債務者　塚本　智光（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１１５号
東京都東久留米市南沢５丁目18―８―201
債務者　森谷　修司
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１１７号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山１丁目10―25―303
債務者　小山　光代
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１１８号
埼玉県越谷市宮本町５丁目21―１―５―201
債務者　山崎　香織
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１２３号
神奈川県相模原市中央区宮下本町１丁目３―９
債務者　木村　久代
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９号
長野県小諸市大字御影新田2555番地５
債務者　江元　繁人
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月９日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第１５号
栃木県那須塩原市西三島５丁目162番地２　プリムヴェールＤ―102号、前住所栃木県那須塩原市西三島５丁目162番地２　プリムヴェールＢ―105号
債務者　渡部　郁子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月３日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第５８２号
横浜市金沢区六浦２丁目８番33号
債務者　杉原ユウ子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部